

令和元年度
京都景観賞京町家部門について

京都の景観は、視覚的なものだけでなく、まちの気配や雰囲気、趣きとして感じられるものであり、京都の人々の生活の積み重ね、すなわち「生活文化」によって形づくられています。

京都景観賞の「京町家部門」は、こうした京都の町並み、歴史・文化の象徴である京町家と、京町家が伝える生活文化の保全・継承の実践事例を表彰することを目的として、今年度、新たに設置されました。

本表彰を通して、京町家を守っていただいている方々に敬意を表するとともに、より多くの方々に京町家を知っていただき、また、理解を深めていただければと思います。

応募にあたっての留意事項

1 募集対象についての留意事項

「①望ましい修繕・改修をされた京町家」については、昭和25年11月22日以前に建築されたものであることなど、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」第2条第1号に定める京町家の定義に該当するものとしますが、該当するかどうかについては、京都市で確認します。

「②京町家の知恵を受け継いでいると認められる新築等の建物」については、昭和25年11月23日以後に建てられた建物を対象とします。

2 募集期間

令和元年8月9日(金)から9月9日(月)まで (郵送の場合、当日消印有効。持参の場合、当日午後5時まで)

3 選考等

京都景観賞審査委員会での選考を基に、今後の京町家施策の展開に資する特に優れた取組を表彰させていただきます。選考結果は、受賞案件の所有者等に通知します(推薦者への個別の通知はありません)。なお、過去の京都景観賞において表彰されたものについては、表彰対象としないのでご了承ください。

4 表彰の内容

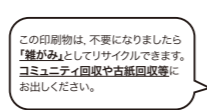
受賞者には、表彰状をお渡しします。また、評価が高かった案件等の一部の受賞者には、記念品を贈呈する予定です。

5 注意事項

- 提出された写真等は返却しません。
- 提出された写真等は、対象物件の所有者の方など関係者の了解を得たうえで、無償で次の用途で使用させていただくことがあります。
 - ・入賞作品集のほか、京都市の印刷物、ホームページ等での使用(トリミング等加工して利用する場合有)
 - ・「既存の京町家の改修に関するガイドラインの作成」や「京町家と認められる新築等の住宅のあり方及び誘導策の検討」などの京都市の京町家の保全・継承施策の検討における参考資料

お問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通池上る上本能寺前町488番地 分庁舎2階
京都市都市計画局まち再生・創造推進室 京町家保全・継承担当
電話:075-222-3503 FAX:075-222-3478



本事業は
宿泊税を
活用しています。

募集

令和元年度 京都景観賞 京町家部門

京町家を所有されている方や居住されている方
建築関連事業者や京町家を活用している事業者の方
京町家に関心のある方など多数の応募をお待ちしております

募集内容(自薦・他薦は問いません)

改修
京町家

①望ましい修繕・改修をされた京町家

新築
京町家

②京町家の知恵を受け継いでいると認められる新築等の建物

生活文化
継承者

③京町家における生活文化を継承した住まい方を
実践する個人又は団体



都市計画局まち再生・創造推進室

令和元年9月9日(月) 締切り

(郵送の場合、当日消印有効。持参の場合、当日午後5時まで)

